平成２５年（フ）第１６号
鹿児島県霧島市霧島永水4772番地12
債務者　大宮司真美
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上山　幸正
4　破産債権の届出期間　平成25年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月12日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第２８号
広島県尾道市向東町3582番地１　ファミール中司Ｄ―101
債務者　住居　　憲
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上土　圭一
4　破産債権の届出期間　平成25年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月９日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第１１４号
宮崎市江平東１丁目９番18号　コアマンション江平606号
債務者　緒方　宗雄
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷田　寿人
4　破産債権の届出期間　平成25年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月23日午前11時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１５５号
鹿児島県日置市伊集院町郡１丁目44番地　グレイス202
債務者　狩長　　清
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝原　章吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月11日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１７６３号
さいたま市浦和区瀬ヶ崎４丁目９番11号　アーバンライフホームⅠ205
債務者　八巻　芳男
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　布施　俊輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３８号
鹿児島県鹿児島市喜入一倉町5322番地３
債務者　野﨑　秀範
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松比良　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４６号
北海道室蘭市八丁平４丁目32番16号
債務者　安念　浩典
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　政池　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月31日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第４７号
北海道室蘭市八丁平４丁目32番16号
債務者　安念　真弓
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　政池　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月31日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第４４号
香川県善通寺市善通寺町1921番地４
債務者　石谷地麻季（旧姓堤）
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石合　由明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月９日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第２８６号
熊本市東区沼山津４丁目３番53号、前住所熊本市西区田崎２丁目４番19号　シティーガーデン田崎509号室
債務者　松本　光大
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　誠也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１０号
秋田県由利本荘市東由利蔵字蔵110番地
債務者　工藤　博行
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　一史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月６日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第４３７号
埼玉県蕨市塚越４丁目14番４号
債務者　室山　敏幸
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東谷　良子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２３６号
広島県安芸郡府中町桃山１丁目２番17―201号
債務者　佐田　雅秀
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　住田　　稔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３７号
広島県安芸郡府中町鶴江１丁目17番２―103号　Ａ
債務者　原田　忠明
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　住田　　稔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９００号
北九州市小倉北区黒住町15番２号
債務者　池廣　健二
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４７号
埼玉県比企郡吉見町大字長谷1643番地345
債務者　河野眞由美
1　決定年月日時　平成25年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　英明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月３日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部